

令和2年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年5月22日（金） 午前9時から午前10時50分

2 場 所：鹿屋市役所議会棟3階全員協議会

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	欠	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	欠	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	村場 重穂	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	室長 黒岩 修司
		主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長	長友 浩志	
次長兼振興係長	西迫 博	
農地係長	下原 隆二	
主 査	福嶋 雅明	
主 査	井手口 剛	
主 査	関口 実	
主 査	梶原 宏行 (輝北総合支所産業建設課)	
主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)	
主 幹	前田 健二 (吾平総合支所産業建設課)	

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

[その他]

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員数の検討について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 郷原 実行 委員 ・ 畠井 孝二 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年5月22日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時50分

鹿屋市役所議会棟3階全員協議会室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の欠席は田中委員、牧之瀬委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、コロナウイルス感染症に伴い推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号11番の郷原委員と、13番の畠井委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名いたします。これより議事に入ります。これより議事に入りますが、推進委員に係る案件は退席を求めず、このまま進めていきたいと思えます。

議長 それでは、1頁、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第10号、1頁から45頁です。初めに利用権設定について2頁で説明します。

公告年月日は令和2年5月25日です。合計面積は、34万4千371㎡、うち更新分16万9千767㎡、内訳、田12万6千276㎡、畑21万8千95㎡です。利用権を設定する者131人、設定を受ける者90人です。始期はいずれも令和2年6月1日です。期間は1年、2年、3年、5年、6年、7年、10年、20年です。

次の3頁から37頁は設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から5頁の12番までは設定期間が1年です。3頁、1番から5番までは全て賃借権で新規設定。

次に4頁、6番から8番までは全て賃借権で新規設定。9番は賃借権で再設定。

次に5頁、10番から12番までは全て賃借権で再設定。次の13番は設定期間が2年で、賃借権で新規設定。

次に6頁、14番から7頁の22番までは、設定期間が3年です。6頁、14番から17番までは全て賃借権で新規設定。18番は賃借権で再設定。

次に7頁、19番から22番までは全て賃借権で再設定。

次に8頁、23番から18頁の64番までは設定期間が5年です。8頁、23番から26番まで

は全て賃借権で新規設定。

次に 9 頁、27 番から 29 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 10 頁、30 番から 33 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 11 頁、34 番から 37 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 12 頁、38 番から 41 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 13 頁、42 番、43 番は賃借権で新規設定。44 番は賃借権で再設定。45 番は使用賃借権で再設定。

次に、14 頁、46 番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。47 番は賃借権で再設定。48 番は使用賃借権で再設定。49 番は賃借権で再設定。

次に 15 頁、50 番から 54 番までは全て賃借権で再設定。

次に 16 頁、55 番から 57 番までは全て賃借権で再設定。

次に 17 頁、58 番から 61 番までは全て賃借権で再設定。

次に 18 頁、62 番から 64 番までは全て賃借権で再設定。

次の 65 番から 26 頁の 97 番までは、設定期間が 6 年です。18 頁、65 番、66 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、67 番から 70 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 20 頁、71 番から 75 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 21 頁、76 番から 78 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 22 頁、79 番、80 番は賃借権で新規設定。81 番、82 番は使用賃借権で再設定。

次に 23 頁、83 番から 86 番までは全て賃借権で再設定。

次に 24 頁、87 番から 90 番までは全て賃借権で再設定。

次に 25 頁、91 番から 94 番までは全て賃借権で再設定。

次に 26 頁、95 番から 97 番までは全て賃借権で再設定。98 番は設定期間が 7 年で賃借権で新規設定。次の 99 番から 36 頁の 133 番までは、設定期間が 10 年です。26 頁、99 番は、使用賃借権で新規設定。

次に 27 頁、100 番から 103 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 28 頁、104 番から 107 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 29 頁、108 番から 110 番までは全て賃借権で新規設定。111 番は使用賃借権で新規設定。112 番は次の頁にかけて賃借権で新規設定。

次に 30 頁、113 番、114 番は賃借権で新規設定。

次に 31 頁、115 番から 118 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 32 頁、119 番から 121 番までは全て賃借権で新規設定。122 番は議事参与の制限にあ

たりますので後ほど説明いたします。123番は次の頁にかけて賃借権で新規設定。

次に33頁、124番は賃借権で新規設定。125番は次の頁にかけて賃借権で再設定。

次に34頁、126番から128番までは全て賃借権で再設定。

次に35頁、129番から131番までは全て賃借権で再設定。132番は次の頁にかけて使用賃借権で再設定。

次に、36頁、133番は賃借権で再設定。次の134番は次の頁にかけて設定期間が20年で使用賃借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から5頁、12番までの1年もの12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5頁、13番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁、14番から7頁、22番までの3年もの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、8頁、23番から、18頁、64番までの5年もの42件ですが、14頁、46番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、畠井委員に退席をいただき審議します。

（畠井委員：退席）

14頁、46番について事務局の説明をお願いします。

下原 　14頁の46番は、貸人畠井委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　畠井委員に係る14頁、46番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（畠井委員：着席）

畠井委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの5年もの41件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18 頁、65 番から 26 頁、97 番までの 6 年もの 33 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁、98 番の 7 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁、99 番から、36 頁、133 番までの 10 年もの 35 件ですが、31 頁、117 番から 32 頁、122 番までが、議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

31 頁、117 番から 32 頁、122 番までについて事務局の説明をお願いします。

下 原 31 頁の 117 番から 32 頁の 121 番は、借人村山委員の息子が賃借権の新規設定を行うものと、32 頁の 122 番は貸人村山委員が使用賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 村山委員に係る 31 頁、117 番から 32 頁、122 番の 10 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 29 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、36 頁、134 番の 20 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、38 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、38 頁から 40 頁です。38 頁で説明します。

公告年月日は令和 2 年 5 月 25 日、合計面積は、2 万 8 千 494 m²です。うち、田 9 千 772 m²、畑 1 万 8 千 722 m²です。所有権を移転する者 5 人、所有権の移転を受ける者 5 人です。39 頁をご覧ください。1 番から 40 頁の 5 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。

以上です。

議長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したもの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下原 中間管理権設定については、41頁から45頁です。41頁で説明します。

公告年月日は、令和2年5月25日です。合計面積は2万7千518㎡で、うち田2千176㎡、畑2万5千342㎡です。利用権を設定する者10人、利用権の設定を受ける者5人で、全て新規設定であります。始期は、令和2年6月1日で、期間は10年です。

42頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1番から6番までは全て賃借権。

次に43頁、7番は賃借権。8番は使用賃借権。9番から11番までは全て賃借権。次の12番からは、公社から借人への転貸設定です。12番は、次の頁にかけて賃借権。

次に44頁、13番は賃借権。14番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。15番は賃借権。

次に45頁、16番は使用賃借権。17番から19番までは全て賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が42頁、1番から43頁、11番までの10年もの11件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の43頁、12番から45頁、19番までの8件ですが、44頁、14番が農業委員会の取決め制限にあたり、清水委員に係る案件から審議します。

44頁、14番について事務局の説明をお願いします。

下原 44頁の14番は、借人清水委員が役員を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 清水委員に係る44頁、14番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの10年もの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に46頁、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第11号、46頁から52頁です。所有権移転について、52頁で説明します。今回は、所有権移転25件です。内訳は、田17筆、1万4千544㎡、畑24筆、3万2千893㎡、計41筆、4万7千437㎡です。

初めに46頁です。1番は田1千719㎡の売買です。2番は畑88㎡の売買です。3番は、田10㎡の売買です。4番は田41㎡の売買です。5番は田46㎡の売買です。次に、47頁、6番は田845㎡の売買です。7番は畑3千2㎡の売買です。8番は畑1千㎡の売買です。

次に48頁、9番は畑466㎡の売買です。10番は畑1千300㎡の売買です。11番は畑5千616㎡の売買です。12番は田1千140㎡の売買です。13番は次の頁にかけて、田3千735㎡の贈与です。

次に49頁、14番は、畑1千541㎡の売買です。15番は畑6千472㎡の売買です。16番は田1千174㎡の売買です。次に50頁、17番は田814㎡の売買です。18番は田1千495㎡の売買です。次の19番から51頁の25番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、50頁、19番から51頁、25番までを中塩屋委員に報告をお願いします。

中塩屋 議席番号1番の中塩屋です。

去る5月14日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。まず、50頁の19番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は東京都在住の方で、鹿屋市空き家バンクに登録された建物とそれに付随した農地を取得するもので、下限面積は1㎡となります。今回、その空き家を購入して鹿屋へ移住するとのことでした。農作業に必要な農機具は所有者の姉やその知人に借りるとのことでした。農地には、甘藷や季節の野菜などを作られるとのことでした。

次に、20番ですが、市外取得の調査です。申請者は大崎町に居住しておりますが、輝北町市成で孫が畜産を営んでおり、孫のために季節の野菜を作りたいとのことでした。また農作業に必要な農機具は、所有していましたが、輝北町の知人からも借りて、農地の管理をするとのことでした。

次に、21番と次の頁の22番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、実家の近くに居住しており、かねてより実家の畜産を手伝っております。農作業に必要な農機具は実家に所有しており、今回、親と親せきから贈与を受ける農地には、飼料を栽培していくとのことでした。

次に 23 番と 24 番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、実家が畜産業を営む法人の後継者で、現在もその会社で勤務しております。農作業に必要な農機具は会社で所有しており、今回取得する農地には飼料を栽培するとのことでした。

次に 25 番ですが、下限面積の調査です。申請者は、市内の方で、今回は親の所有する農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具は、友人やリース会社から借りて、親から贈与を受ける農地には甘藷を栽培していくとのことでした。

以上 7 件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 25 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、53 頁、議案第 12 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 12 号、53 頁の 1 件です。1 番は、当初の計画では、建売住宅 2 棟と通路でありましたが、隣接地と一体で、建売住宅 5 棟と通路に変更するものです。54 頁、4 条申請の 1 番と 61 頁、5 条申請の 28 番、29 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しました、1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、54 頁、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 13 号、54 頁です。今回は 1 件で、畑 1 筆、1 千 4 ㎡となっています。1 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、54 頁、1 番を、榎原委員に報告をお願いします。

榎 原 　　議席番号 19 番の榎原です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。54 頁の 1 番ですが、事業計画変更の 1 番と関連ですが、申請地は大始良出張所の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地と隣接地一体で、建売住宅 5 棟と通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当

すると判断しました。以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 54 頁の許可申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、55 頁、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第 14 号、55 頁から 62 頁です。62 頁で説明します。今回は、36 件で田 14 筆、1 万 1 千 116 m²、畑 26 筆、1 万 8 千 744 m²、計 40 筆、2 万 9 千 860 m²となっています。

55 頁をご覧ください。1 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は宅地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。5 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に 56 頁、6 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。7 番は建売住宅、通路、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 8 番から 58 頁の 18 番までは、鹿屋市が工業用地造成を行うもので、農地区分は 2 の 2 及び 1 の 6 です。

次に 59 頁、19 番は農家住宅、車庫、倉庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。20 番は建売住宅、通路、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。次の 21 番から 62 頁の 36 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、59 頁、21 番から、60 頁、27 番までを上野委員に、61 頁、28 番から、62 頁、36 番までを、榎原委員に報告をお願いします。

上野 議席番号 17 番の上野です。去る 5 月 13 日、記載の委員と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を行いましたので報告をします。まず、59 頁の 21 番ですが、申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 22 番ですが、申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に貸家、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 23 番ですが、申請地は笠之原公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 60 頁 24 番ですが、申請地は旭原公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、申請地は東原インターチェンジの東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 26 番ですが、申請地は大隅湖の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 27 番ですが、申請地は串良中学校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、21 番から 27 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。

榎原 議席番号 19 番の榎原です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をします。

61 頁の 28 番ですが、29 番も関連がありますので併せて報告します。申請地は大始良出張所の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地と隣接地一体で、建売住宅 5 棟と通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 30 番ですが、申請地は大始良西ふれあい公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、現在住んでいる家の入口の通路の部分が一部農地地目であり、今回、長年判明しなかった所有者が特定されたので、改めて申請するものです。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に31番ですが、32番も隣接地にあるので、併せて報告します。申請地は旧菅原小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されず。申請者は両方とも、県外の太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に62頁33番ですが、申請地は上野公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、通路の部分が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に、34番ですが、申請地は野里小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、隣接地で農産物直売所を営んでいる法人で、申請地に直売所の駐車場を整備する計画です。申請地は、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に35番ですが、申請地は野里小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。ただし、既にシラス等で造成されており、始末書を求めました。

次に36番ですが、申請地は南小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市外の太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、28番から36番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました、55 頁から 62 頁までの許可申請 36 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、63 頁、議案第 15 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 15 号、63 頁から 75 頁です。64 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 11 件で、畑 2 万 3 千 866 m²となっています。次の 65 頁から 75 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、63 頁 1 番から 64 頁、11 番までを、有村委員に報告をお願いします。

有 村 　　議席番号 18 番の有村です。去る 5 月 13 日に、事務局と農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

63 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 65 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋運動公園の北に位置する場所で、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、申出地に建売住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 66 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋養護学校の西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に建売住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 67 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、ひまわり公園の南に位置し、10ha 以上の農地の広がりはなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、申出地に建売住宅、進入道路を整備する計画です。申出地は、住宅等が連たんしている区域に近接するため、第 2 種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 68 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、旭原郵便局の西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に建売住宅、進入用道路を整備する計画です。申出地は、周

囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は69頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、畜産環境センターの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の養豚業を営む法人で、申出地に畜舎、堆肥舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は70頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良B&G海洋センターの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の農家で、申出地に牛舎、運動場を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は71頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良さくら温泉の北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の養豚業の法人で、申出地に従業員駐車場を整備する計画ですが、すでに整備済であることから、始末書の指導をしたところです。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に64頁の8番ですが、周辺図等は72頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、下名小学校の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に建売住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に9番ですが、周辺図等は73頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、農業共済組合吾平支所の北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の農家で、申出地に牛舎、堆肥仮置場を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に10番ですが、周辺図等は74頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿児島部品本社工場の北に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われる、

転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 75 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、JA 鹿児島きもつき大始良支所の北に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、申出地には、隣接の既存施設を拡張し、駐車場を整備する計画であり、拡張部分の面積が、既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないことから、第 1 種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1 番と 11 番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更及は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった 11 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、76 頁、議案第 16 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第 16 号、76 頁です。今回は 3 件で、畑 3 筆、9 千 138 ㎡です。1 番は、現況が山林であり、令和 2 年 3 月 13 日付けで農振除外が決定されましたので、非農地として認定するものです。次の 2 番、3 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、76 頁、2 番、3 番を榎原委員に、報告をお願いします。

榎原 議席番号 19 番の榎原です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、76 頁の 2 番ですが、申請地は、旧浜田小学校の北西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等も多数あり、20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は、南小学校の南東に位置し、昭和年代から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、77 頁、議案第 17 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 17 号、77 頁から 113 頁です。今回新たに、譲渡希望が 94 頁、208 番から 95 頁、212 番まで、次に、賃貸借希望が 112 頁、202 番から 206 番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

94 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、208 番の川西町・川東町を、畠井委員と西元委員に、208 番の永野田町を、榎原委員と清水委員に、208 番の吾平町を、福元副会長と入佐委員に、209 番を、畠井委員と西元委員に、210 番を、障子田委員と鶴田委員に、211 番を、榎原委員と清水委員に、212 番を、牧之瀬委員と鬼塚委員に、お願いします。112 頁、賃貸借希望の 202 番を、榎原委員と清水委員に、203 番を、寺下委員と持増委員に、204 番を、畠井委員と西元委員に、205 番、206 番を、郷原委員と藏ヶ崎委員に、お願いします。

次に、114 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、114 頁から 121 頁です。121 頁で説明します。今回は 31 件で、田 8 筆、1 万 4 千 609 m²、畑 29 筆、5 万 1 千 79 m²、計 37 筆、6 万 5 千 688 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、114 頁です。1 番は、貸し手の都合。2 番から 4 番までは、売買のため。5 番は、借り手の変更。

次に、115 頁、6 番から 9 番までは、借り手の都合。

次に、116 頁、10 番から 12 番までは、借り手の都合。13 番、14 番は、貸し手の都合。

次に、117 頁、15 番から 18 番までは、借り手の変更。

次に、118 頁、19 番は、借り手の変更。20 番は、貸し手の都合。21 番、22 番は、借り手の都合。

次に、119 頁、23 番は、借り手の都合。24 番は、売買のため。25 番、26 番は、借り手の変更。27 番は、売買のため。

次に、120 頁、28 番は、貸し手の都合。29 番、30 番は、借り手の都合。31 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、114 頁から、120 頁まで 31 件の合意解約です。報告しておきま

す。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了いたしました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

郷原 議席番号11番の郷原です。3条の全筆調査について、今回空き家バンクの関係で調査したところ、下限面積が1㎡のところ、調査票には40aの下限面積と表示されていたので、様式の整理をお願いします。

また、議事参与制限についてですが、その委員の家族まで制限を受けるのかということが、何か取り決めがあったのですか。子供でも経営を独立している方もいるので、そこらへんはどうなっていますか。

局長 調査票の不備について事務局で、検討します。また議事参与について家族で同世帯の場合は議事参与に該当することになり、別世帯の場合は議事参与に該当しないこととなります。

議長 他にありませんか、他になければ、事務局からの連絡事項をお願いします。

局長 農業委員、農地利用最適化推進委員数の検討について、5月7日(木)に運営委員会を開催し、各地区における農業委員、農地利用最適化推進委員数の検討について、説明いたしました。

別冊資料の1頁をご覧ください。経緯としましては、平成28年4月1日から「農業委員会等に関する法律」が改正され、本市においても平成30年8月から新制度となり、まもなく2年が経過しようとしています。この間、農業委員と農地利用最適化推進委員が二人三脚となって、農地法に基づく権利移動や転用許可、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地パトロール、さらには、鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検など、様々な業務に取り組んで頂いているところです。

このような状況の中、各地区における農業委員、農地利用最適化推進委員の配置数において、1人当たりの担当区域に若干の開きがあることから解消に向けた検討を行うものです。

1頁下の表は、旧制度と新制度の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を表記したものです。次に、2頁をご覧ください。旧制度と新制度の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数の詳細を示した表となっています。中央の矢印から左側が旧制度、右側が新制度となっており、いずれも上段が面積割、下段が農業者割となっています。旧制度の左上の表をご覧ください。旧制度の委員数は40名で、鹿屋18名、串良9名、輝北7名、吾平6名となっており、新制度へ移行時の基礎資料として2010年2015年農林業センサスの値を基に、経営耕地面積の面積比率を算出し、矢印の右上の表の新制度の委員数、現在の委員数を決定したところです。

今回、委員数の変更の検討をするにあたっては、右上の表ですが、農家台帳の面積を基に

算出しています。総面積1万1千247haで、面積比率で言うと鹿屋49%、串良26%、輝北14%、吾平11%となっており、面積割の委員数で言うと、鹿屋20.6人に対して現在16人、串良10.9人に対して12人、輝北5.9人に対して8人、吾平4.6人に対して6人となっています。1人当の受持ち面積は、約268haで、鹿屋のみが342haと平均を76ha上回っているところです。左下の表は、上の表と同様に農林業センサスの値を基に、農業者数の比率を算出したものです。右下の表は、農家台帳の農業者数を基に算出しています。総農業者数1万6千799人で、農業者比率で言うと鹿屋62%、串良19%、輝北8%、吾平11%となっており、農業者数割の委員数は、鹿屋26人に対して現在16人、串良8人に対して12人、輝北3.4人に対して8人、吾平4.6人に対して6人となっています。1人当の受持ち農業者数は、400人で、鹿屋のみが652人と平均を252人上回っているところです。次に、3頁をご覧ください。面積割で1案から4案を示したものです。1案は、現状のままで、鹿屋16人、串良12人、輝北8人、吾平6人の42人です。2案は、1人当の受持ち面積が平均値に最も近い委員数で挙げており、鹿屋20人、串良12人、輝北6人、吾平4人の42人となっています。3案は、2案の面積割で吾平の1人当の面積が317haと多いので、串良から2人を配置したもので鹿屋20人、串良10人、輝北6人、吾平6人の42人となっています。4案は、同じく2案の面積割で吾平の1人当の面積が317haと多いので、鹿屋から2人を配置したもので鹿屋18人、串良12人、輝北6人、吾平6人の42人となっています。

4頁については、各地区の委員数に伴う1人当の面積を表示しています。次に、5頁をご覧ください。農業者数割で1案から3案を示したものです。1案は、現状のままで、鹿屋16人、串良12人、輝北8人、吾平6人の42人です。2案は、1人当の受持ち農業者数が平均値に最も近い委員数で挙げており、鹿屋26人、串良8人、輝北3.4人、吾平4.6人の42人となっています。3案は、鹿屋が他の地区より、1人当の受持ち農業者数が多いので、串良、輝北、吾平にそれぞれ2人を配置したもので鹿屋20人、串良10人、輝北6人、吾平6人の42人となっています。農業者数割においては、鹿屋が26人と吐出している結果になっています。次に、7頁をご覧ください。鹿屋地区の委員数が現在の16人から20人に増員した場合の地区割表、8頁が、鹿屋地区の委員数が現在の16人から18人に増員した場合の地区割表、9頁が、串良地区の委員数が現在の12人から10人に減員した場合の地区割表、10頁が、輝北地区の委員数が現在の8人から6人に減員した場合の地区割表、11頁が、吾平地区の委員数が現在の6人から4人に減員した場合の地区割表となっておりますが、いずれも地区割をまだ行っていません。

前回の地区割の際には、2010年度の農林業センサスの面積を基に2015年度農林業センサスの値を参考にして調整しておりますが、今回は、農地台帳の面積を参考にしています。い

ずれも鹿屋市の大字までの面積は出ておりますが、町別には出ておりませんので、委員数の変更があれば、協議によって担当地区を割り当てていかなければなりませんので、空白となっています。12 頁から 15 頁までは、2010 年（平成 22 年）の農林業センサスの地区別面積となっていますので、参考に掲載しています。

次に、16 頁をご覧ください。委員数の変更をする場合のスケジュール案となっています。委員数については、「鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第 2 条に担当地区と委員数が記載されていますので、規則の改正をしなければなりません。

以上の内容を説明いたしました。委員の意見として、「担当地区ごとの面積が記載されているが、担当する農業者数は地区によって、ばらつきがある。活動範囲が広がると、デメリットがある。担当地区の割振については今後の運営委員会で、平均的な農業者数及び活動範囲になるよう検討していただきたい。」「鹿屋地区の面積割及び農業者数割が平均より高くなっており、変更が必要である。なお、委員定数の変更ができるのは改選時のみである。」

「前回、委員定数を決定するときに事務局へ検討する機会を設けるように要請したが、できなかった。委員定数については、是正が必要な状態であり、鹿屋市はひとつという考えで、総体的に検討してほしい。」「委員定数の見直しは必要であると思うが、地区によって対象面積に差がありながら、現行の定数に決めたのは、何か理由があるのではないか。見直しに当たっては、委員や職員も変わるので、判断基準が変わらないようにしてほしい。」「前は合併時の人数割をもとに各地区の定数を決定した。そのため、吾平地区や輝北地区の人数は減らさなかった。今回は農業委員、推進委員全体の人数はそのままとしたい。」「各地区の定数は、資料 5 頁の 3 案がいいのでは。」「推進委員は総会についても議決権はないが、毎回、出席しており、出席回数を見直しが必要ではないかと思う。他にも推進委員からは不満を聞くので、この運営委員会で推進委員と農業委員の活動内容を見直してはどうか。」「推進委員に議決権はないが、活動内容は農業委員と一緒にあり、報酬も同じにしている。皆さんからの要望があれば、検討してもよい。」「委員定数については、推進委員の定数にも影響するので、地区の定数の割振は慎重に行うべきであるとする。この件は地区に持ち帰って、話し合いをしたいと考えているので、説明資料を示してほしい。なお、輝北地区や吾平地区は移動距離があるので、加味してほしい。」等の意見が出されました。委員の皆様の意見も聞いて進めたいと思っています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、委員の皆様の意見を聞きたいと思います。意見はありませんか。

新 村 議席番号 4 番の新村です。この資料を見させていただきましたけど、平成 30 年 8 月に定数を決めたとき、経営農地面積を基準に決めている。その時点より大きく変化していないと

思います。もし、現在大きな支障がないのであれば、現状のままでよいのではとないかと思
います。

農家数や農地面積よりも、調査の難易度もあります、当時も区域を決める際も何か根拠が
あったと思います。そういうことを踏まえて、できれば現状のままを維持できないものかな
と思います。

議 長 他にありませんか、なければこの後、運営委員会を開いて、運営委員会で話し合いをし
ます。総会終了後、運営委員会を開催しますので、運営委員は残っててください。

次 長 議案書と一緒に配布いたしました。持続化給付金のお知らせのチラシについて、県農業
会議から周知依頼がありましたので若干説明いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を
下支えするために支給するものです。税務申告をした農業者が対象になります。あと新型コ
ロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が申告した年間事
業収入を12で割った額平均月収の50%以下が対象です。申請期間は、令和2年5月1日か
ら令和3年1月15日までです。相談をされる方はコールセンターへお問い合わせください。
なお、各地区で農家の方から相談等があった場合は周知方をお願いいたします。

黒 岩 農林水産課より新たに取り組む事業について説明
かのや農援隊無料職業紹介所について
鹿屋市農業未来バンクの開設について

局 長 6月の調査委員を申し上げます。

6月12日、金曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、田村委員でございます。

6月12日、金曜日、農振調査が、障子田委員、村場委員でございます。

6月15日、月曜日、4条・5条の調査が、新村委員、藏ヶ崎委員でございます。

6月15日、月曜日、3条調査が上之原委員、鬼塚委員でございます。

6月の総会は、6月23日、火曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和2年度第2回鹿屋市農業委員会
総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)